

平成25年6月吉日

組合員各位

相双信用組合  
理事長 庄子勇雄

## 合併決議のご通知

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年6月21日開催の第62期通常総代会におきまして、当組合は五城信用組合と対等合併し、手続上、五城信用組合の権利義務一切を承継の上、新名称を「相双五城信用組合」として存続することが決議されましたので、ご通知申し上げます。

ご承知のとおり、当地域は福島第一原子力発電所の放射能事故により、双葉郡が避難地区となったことから即時退避となり、勿論、相双信用組合の浪江・大熊・富岡支店の3店舗も臨時休業を余儀なくされており今後も相当の期間にわたり地域の回復が不可能と見込まれ、経済の復興に要する時間が全く不透明である為、営業基盤が現在も将来においても著しく毀損された状況にあります。

今後においても、経営を維持し地域金融機関としてより一層組合員の皆様方から信頼していただける地域金融機関を目指し、競争力の強化・財務体質の健全化に取り組むとともに安定した収益力の確保を図り、高品質のサービスをスピーディーに提供していくことが、私どもの責務であります。

このことから、このたび、五城信用組合と合併契約書（裏面の合併契約書写参照）のとおり合併することといたしました。今般の合併は、単なる規模の拡大に留まらず、更なる経営基盤の強化と経営効率の向上をもたらすものであり、また、地域社会の発展に資するとともに様々な経営環境の変化に対応するための柔軟な進化であると確信し、皆様方の信頼に十分お応えし、より一層ご満足いただけるサービスの提供を目指して役職員一同が一致協力して努力する所存であります。

今後、当局の認可を得て、平成25年11月25日を期して合併する予定でございますので、皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。

謹 白